

有機JAS制度及び特別栽培農産物表示制度の動きについて

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正案についての
意見・情報の募集

平成15年3月7日
農林水産省総合食料局

この度、「『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』の改正案」について、
広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定する
こととしております。

記

1 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出（クリックして下さい。）

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省総合食料局品質課
特別栽培農産物表示ガイドライン担当

(3) ファクシミリ 03-3501-0580

2 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さい）。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

3 意見・情報の提出の締切日

平成15年4月7日（郵便の場合は、消印有効。）

4 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正案について

別紙のとおり